

## 令和8年度静岡県環境衛生科学研究所労働者（研究補助員）派遣業務委託に係る入札説明書

この入札説明書は、令和8年度静岡県環境衛生科学研究所労働者（研究補助員）派遣業務委託について、静岡県環境衛生科学研究所が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、守らねばならない事項を定めるものとする。

### 1 競争入札に付する事項

別記1のとおり（入札番号第15号）

### 2 入札参加者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県における一般業務委託に係る競争入札参加資格において、「総務事務」の営業種目について競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条の規定する許可を受け、厚生労働省委託事業「優良派遣事業者推奨事業」で運営されている優良派遣事業者認定制度の認定を受けている者であること。
- (4) 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県の一般業務委託に係る入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

### 3 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、別添契約書案及び実施要領等を熟覧の上、入札しなければならない。

この場合において、当該契約書案及び実施要領等について疑義がある場合は説明を求めることができる。ただし、入札後、契約書案及び実施要領等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (2) 入札参加者又はその代理人は、様式第2号による入札書を直接提出しなければならない。郵送、電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は日本語に限るものとし、入札金額の表示及び契約金の支払いは、日本国通貨に限るものとする。
- (4) 入札及び開札の日時並びに執行場所は、別記2の(1)のとおりとする。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、様式第2号による入札書に次の各号に掲げる事項を記載し、提出しなければならない。
- ア 入札金額
  - イ 入札年月日
  - ウ 入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印
  - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、当該代理人の氏名及び押印（外国人の署名を含む。）
  - オ 入札参加者は、代理人に入札させるときは、様式第3号による委任状を持参させなければならない。
- (6) 入札者は、様式第2号による入札書を封書に入れ密封し、表面に「番号、何々業務委託入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所、氏名（法人の場合は、その商号又は名称、代表者の氏名）を記載しなければならない。
- (7) 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (8) 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときには、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- (9) 入札金額は、令和8年度静岡県環境衛生科学研究所労働者（研究補助員）派遣業務委託の総価とする。通勤手当は、令和7年8月25日付け職発0825第1号厚生労働省職業安定局長通知の第2の2通勤手当（2）にある1時間当たり72円（税抜）を適用して派遣業務の対価に加算するものとし、入札金額は次の通り算出すること。
- （1時間当たり単価＋通勤手当72円）× 派遣期間中の最大就労時間 1,260時間 （税抜）**
- なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (10) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、本業務委託に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
- (12) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札会場に入場することはできない。
- (13) 入札参加者又はその代理人は、開札会場に入場しようとする場合は、身分証明書を提示しなければならない。なお、代理人は入札関係職員に入札権限に関する委任状を提出しなければならない。
- (14) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められた場合の他は、入札会場を退場することができない。
- (15) 入札会場において、次に掲げる事項に該当するものは、入札会場より退去させる。
- ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨害しようとした者
  - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者
- (16) 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格のないときは、直ちに再度の入札をする。

#### 4 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は免除する。契約保証金は要。ただし過去2か年の間に国（公社、公団を含む）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行している実績を有する者は免除する。

#### 5 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札保証金が所定の額に不足する者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (5) 記名押印を欠く入札。代理人の行った入札の場合は、代理人の記名押印を欠く入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 入札金額を訂正した入札
- (8) 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (9) 同一事項の入札について2以上を入札した者の入札
- (10) 同一事項の入札について自己のほか他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (11) 同一事項の入札について2人以上の代理人をした者の入札
- (12) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

#### 6 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に關係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 開札の結果、落札となるべき入札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、再度の入札において落札者がいないときは、最後の入札において最低の価格を記載した業者と協議する場合がある。
- (5) 入札執行回数は2回を限度とする。
- (6) 落札者が指定の期日までに締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

#### 7 契約書の作成

- (1) 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内（土日祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く、落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約を締結しなければならない。
- (2) 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。
- (3) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名して押印し、さらに契約締結権者が当該契約書の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

#### 8 契約条項

## 別添契約書案のとおり

### 9 競争入札参加者に求められる義務

(1) 本入札に参加を希望する者は、別記1の(5)により入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者又は入札資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

(2) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和8年6月10日（水）までに通知する。

### 10 その他

(1) 契約書案及び入札に関する質疑及び確認等は、様式第4号質問票により令和8年6月5日（金）午後4時までにファクシミリ又は電子メールで行うこと。なお、電話による照会には応じない。

照会先 ファクシミリ送信先 静岡県環境衛生科学研究所総務企画課 054-625-9142

電子メール送信先 静岡県環境衛生科学研究所総務企画課 kanki@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求め、内容を十分承知しておくこと。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者又は入札執行者から業務の履行について説明を求められた場合は、それに応ずる義務を負うものとする。なお、説明義務を履行しない者の入札書は入札の対象としない。

(4) 本業務委託の入札に関して要したすべての費用については、入札参加者の負担とする。

(5) 落札者は、本契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。また本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。

## 別記

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 令和8年度静岡県環境衛生科学研究所労働者（研究補助員）派遣業務委託
- (2) 業務概要 プラスチックの生分解度測定等研究補助業務及び研究関連事務に従事する労働者（研究補助員）の派遣業務
- (3) 業務期間 令和8年7月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 業務場所 静岡県藤枝市谷稲葉232番地の1
- (5) 提出資料の受領期限及び提出場所
  - ア 受領期限 令和8年6月5日(金)午後4時
  - イ 提出場所 郵便番号 426-0083  
所在地 静岡県藤枝市谷稲葉232番地の1  
機関名 静岡県環境衛生科学研究所 総務企画課  
電話番号 054-625-9121

### ウ 提出書類

- (ア) 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- (イ) 静岡県における一般業務委託に係る競争入札参加資格審査結果通知書（営業種目：総務事務）の写し
- (ロ) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条の規定する許可を受け、かつ優良派遣事業者の認定を受けている者であることを証明する書類の写し
- (ハ) 契約実績申告書兼誓約書（様式第5号）

### 2 入札及び開札

- (1) 入札及び開札の日時並びに執行場所
  - 日時 令和8年6月15日(月)午後1時30分
  - 場所 静岡県環境衛生科学研究所 4階 会議室
- (2) 本業務委託に関しての照会先
  - 郵便番号 426-0083
  - 所在地 静岡県藤枝市谷稲葉232番地の1
  - 機関名 静岡県環境衛生科学研究所 総務企画課
  - 電話番号 054-625-9121

## 入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

下記の一般競争入札に参加する資格について確認されたく、関係書類を添えて申請  
します。

なお、入札説明書2に定める入札参加者に必要な資格のすべてを満たす者であるこ  
とを誓約します。

### 記

- 1 公告日 令和8年5月29日
- 2 契約名称 令和8年度静岡県環境衛生科学研究所労働者（研究補助員）派遣  
業務委託

第2号（用紙日本産業規格A4縦型）

# 入札書

入札番号 第15号

件名 令和8年度静岡県環境衛生科学研究所労働者（研究補助員）派遣業務委託

上記の委託について、「令和8年度静岡県環境衛生科学研究所労働者（研究補助員）派遣業務委託」に係る入札説明書を承諾の上、入札いたします。

入札金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

(税抜き)

令和8年6月15日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

入札者	住所	
	商号又は名称	
	氏名	印
	代理人	
	氏名	印

# 入 札 書 記載例

入札番号 第15号

件 名 令和8年度静岡県環境衛生科学研究所労働者（研究補助員）派遣業務委託

上記の委託について、「令和8年度静岡県環境衛生科学研究所労働者（研究補助員）派遣業務委託」に係る入札説明書を承諾の上、入札いたします。

<b>¥マークを記入</b>									
入札金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	¥								

~~~~~(税抜き)~~~~~

令和8年6月15日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

|            |                                                                                             |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | <b>委任の場合、押印は不要です</b>                                                                        |
| 住所         | 静岡市〇〇区〇〇町1-2-3                                                                              |
| 入札者 商号又は名称 | 株式会社 静岡                                                                                     |
| 氏 名        | 代表取締役 駿河 一郎 <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">印</span> |
| 代理人 氏 名    | 静岡 太郎 <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">印</span>       |
|            | <b>※委任の場合は、代理人の記名と押印が必要です</b>                                                               |

# 委任状

私は、 \_\_\_\_\_

|       |
|-------|
| 代理人の印 |
|       |

を代理人と定め、下記事項を処理する  
一切の権限を委任します。

## 記

委任事項      静岡県環境衛生科学研究所      における  
令和8年度静岡県環境衛生科学研究所労働者（研究補助員）派遣業務委託の  
入札について

委任期日      令和8年6月15日

令和8年6月15日

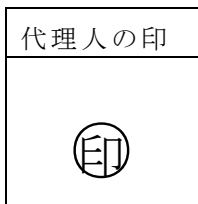
住      所

（委任者）商号又は名称

印

# 委任状 記載例

私は、静岡太郎  
一切の権限を委任します。



を代理人と定め、下記事項を処理する

## 記

委任事項 静岡県環境衛生科学研究所 における  
令和8年度静岡県環境衛生科学研究所労働者（研究補助員）派遣業務委託の  
入札について

委任期日 令和8年6月15日

令和8年6月15日

住所 静岡市〇〇区〇〇町1-2-3  
(委任者) 商号又は名称 株式会社 静岡  
代表取締役 駿河 一郎 印

# 質 問 票

令和 年 月 日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

業者名

印

業務名 令和8年度静岡県環境衛生科学研究所労働者（研究補助員）派遣業務委託

| 表 題  |  |
|------|--|
| 質問事項 |  |

※ 質問はできるだけ簡潔に記載すること。

※ 質問一つにつき、上記様式一つを使用すること。

# 契約実績申告書 兼 誓約書

令和 年 月 日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

次の 1 または 2 のいずれかを丸囲みしてください。

## 1 実績がない

過去 2 か年における国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体等を相手方とした種類及び規模をほぼ同じとする契約実績はありませんが、落札した時は、契約日までに契約保証金（契約金額の10/100以上）を払い込み、業務を誠実に履行することを誓約します。

## 2 契約実績がある

過去 2 か年において、国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体等を相手方とした種類及び規模をほぼ同じとする契約実績は以下のとおりであり、これらをすべて誠実に履行したことを申告します。また、記載の内容については事実と相違ないことを誓約します。

| 契約相手方 | 契約名 | 契約期間               | 契約金額 |
|-------|-----|--------------------|------|
|       |     | 年 月 日から<br>年 月 日まで | 円    |
|       |     | 年 月 日から<br>年 月 日まで | 円    |
|       |     | 年 月 日から<br>年 月 日まで | 円    |

※契約内容を表に記載すること（複数記載してください）

## 誓約書

下記1に基づく業務の履行に際し、下記2の事項を誓約します。  
この誓約に反したことにより入札参加停止等の処分を受けても異議は一切申し立てません。

### 記

#### 1 契約名

令和8年度静岡県環境衛生科学研究所労働者（研究補助員）派遣業務委託契約  
（当初契約日 令和8年6月 日）

#### 2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務の履行に際し、別表に掲げる法律その他の労働環境の整備等に関する法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務の履行に際し、別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、処分の内容及び対応方針を速やかに県に報告し、是正のために必要な措置を講ずること。また、所管行政庁に是正の報告を行ったときは、その内容を速やかに県に報告すること。
- (3) 本契約に基づく業務の履行に際し、下請契約（再委託契約及び労働者派遣契約を含む。以下同じ。）を締結するときは、適正な見積りを基に、対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めるとともに、次の事項に留意すること。
  - ア 下請負者から誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
  - イ 下請負者が、本契約に基づく業務の履行に際し別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、(2)の例により、それらの内容を速やかに報告させるとともに、その内容を県に報告すること。
  - ウ 下請負者がさらに第三者と下請契約を締結したときは、当該下請負者を通じて、ア及びイと同様に、当該第三者からの誓約書の写しの提出等を行うこと。

令和8年6月 日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

所在地又は住所  
商号又は名称

代表者の職・氏名



## 別表 労働関係及び公正な取引に関する主な法律

### 1 労働関係

- (1) 労働基準法(昭和22年法律第49号)
- (2) 労働契約法(平成19年法律第128号)
- (3) 最低賃金法(昭和34年法律第137号)
- (4) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- (5) 労働者災害補償保険法(昭和22年 法律50号)
- (6) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)
- (7) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (8) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)
- (9) 労働組合法(昭和24年法律第174号)

### 2 公正な取引等

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)
- (2) 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(昭和31年法律第120号)
- (3) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和5年法律第25号)
- (4) 建設業法(昭和24年法律第100号) ※建設業の場合

## 労働者派遣基本契約書

静岡県環境衛生科学研究所（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、乙がその労働者を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、甲に派遣するにあたり、次のとおり契約を締結する。

### （目的）

第1条 本契約は、乙が、労働者派遣法及び本契約に基づき、乙の雇用する労働者（以下「派遣労働者」という。）を甲に派遣し、甲が派遣労働者を指揮命令して業務に従事させることを目的とする。なお、本契約は、労働者派遣法第2条第4号に定める紹介予定派遣（労働者派遣のうち、派遣元事業主が、労働者派遣の役務の提供開始前又は開始後に、派遣労働者及び派遣先について、職業紹介を行い、又は職業紹介を行うことを予定してするものをいう。）にも適用する。

### （総則）

第2条 甲及び乙は、労働者派遣を行い若しくは労働者派遣を受け入れるにあたり、それぞれ労働者派遣法その他関係諸法令並びに派遣先が講ずべき措置に関する指針（以下「派遣先指針」という。）及び派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（以下「派遣元指針」という。）を遵守する。

2 本契約は、特に定めのない限り、紹介予定派遣に係るものを含む本契約有効期間中のすべての労働者派遣に係る次条第1項の個別契約に適用する。

### （個別契約）

第3条 甲及び乙は、乙が甲に労働者派遣を行う都度、労働者派遣法及び同法施行規則等の定めに基づき、派遣労働者の従事する業務内容、就業場所、就業期間、その他労働者派遣に必要な細目について労働者派遣法第26条第1項等に規定する労働者派遣契約（以下「個別契約」という。）を締結する。

2 乙は、前項の個別契約に定められた業務（以下「派遣業務」という。）の遂行に必要とされる技術・能力・経験等を有する派遣労働者を選定の上、労働者の派遣を行い、甲に対し当該派遣労働者の氏名、性別、その他労働者派遣法及び同法施行規則等に定める事項を通知しなければならない。

3 紹介予定派遣を行う場合には、同制度に必要な事項を第1項の個別契約に加え定めるものとする。

### （派遣受入期間の制限と抵触日通知等）

第4条 甲は、甲の事業所その他派遣就業の場所ごとの業務（派遣受入期間の制限の例外となる労働者派遣法第40条の2第1項各号に掲げる事項を除く。）について、派遣可能期間である三年間を超える期間、継続して有期雇用派遣労働者を受け入れ又は派遣してはならない。甲は、個別契約を締結する

にあたり、あらかじめ、乙に対し、甲の事業所等の業務について当該派遣受入期間制限に抵触することとなる最初の日（以下「抵触日」という。）を書面の交付等により通知するものとする。

- 2 甲は、甲の事業所等ごとの業務について乙から3年を超える期間継続して労働者派遣を受けようとする場合は、事業所単位の期間制限の抵触日の1月前の日までの間に、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合においては労働者の過半数を代表する者に対し、当該期間をはじめ同法施行規則に定める事項を書面により通知し、その意見を聴く等の手続を行うことにより、3年以内の期間であれば派遣可能期間を延長することができる。また、延長した期間が経過した場合にこれを更に延長しようとするときも、同様の手続によるものとする。また、甲は、派遣可能期間を延長したときは、速やかに、乙に対し、延長後の事業所単位の期間制限に抵触する日を通知しなければならない。また、乙は、甲から事業所等の抵触日の通知がなかった場合には、個別契約を締結してはならない。
- 3 甲は、派遣可能期間が延長された場合において、甲の事業所その他派遣就業の場所における組織単位ごとの業務について、乙から3年を超える期間継続して同一の派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。
- 4 乙は、甲が乙から労働者派遣の役務の提供を受けたならば、派遣可能期間の規定に抵触することとなる場合には、当該抵触することとなる最初の日以降継続して労働者派遣を行ってはならない。また、乙は、甲の事業所その他派遣就業の場所における組織単位ごとの業務について、3年を超える期間継続して同一の派遣労働者に係る労働者派遣を行ってはならない。

（派遣労働者の特定を目的とする行為の制限）

第5条 甲は、労働者派遣契約を締結するに際し、紹介予定派遣の場合を除き、派遣労働者を特定することを目的とする行為（受け入れる派遣労働者を選別するために行う事前面接、履歴書の送付要請、若年者等への限定、性別の限定、派遣労働者の指名等）をしてはならない。また、乙は、これらの行為に協力してはならない。なお、派遣労働者又は派遣労働者となろうとする者が、派遣就業を行う派遣先として、適当であるかどうかを確認する等のため自らの判断の下に派遣就業開始前の事業所訪問若しくは履歴書の送付又は派遣期間中の派遣終了後の直接雇用を目的とした履歴書の送付を行うことは、この限りではない。

（金銭の取扱い、自動車の使用その他特別な業務）

第6条 甲が、派遣労働者に現金、有価証券、その他、これに類する証券及び貴重品の取扱いをさせ、又は自動車を使用した業務その他特別な業務に就労をさせる必要がある場合には、甲の管理監督責任のもと甲乙間で別途必要な取扱いを定める。

(派遣先責任者)

第7条 甲は、労働者派遣法及び同法施行規則の定めに基づき、自己の雇用する労働者の中から、事業所その他派遣就業の場所ごとに所定人数の派遣先責任者を選任するものとする。

- 2 派遣先責任者は、派遣労働者を指揮命令する者に対して、個別契約に定める事項を遵守させるほか、適正な派遣就業の確保のための措置を講じなければならない。

(派遣元責任者)

第8条 乙は、労働者派遣法及び同法施行規則の定めに基づき、自己の雇用する労働者の中から、事業所ごとに所定人数の派遣元責任者を選任するものとする。

- 2 派遣元責任者は、派遣労働者の適正な就業確保のための措置を講じなければならない。

(指揮命令者)

第9条 甲は、派遣労働者を自ら指揮命令して自己の事業のために使用し、個別契約に定める就業条件を守って派遣業務に従事させることとし、自己の雇用する労働者の中から就業場所ごとに指揮命令者を選任しなければならない。

- 2 指揮命令者は、派遣業務の処理について、個別契約に定める事項を守って派遣労働者を指揮命令し、契約外の業務に従事させることのないよう留意し、派遣労働者が安全、正確かつ適切に派遣業務を処理できるよう、派遣業務処理の方法、その他必要な事項を派遣労働者に周知し指導する。
- 3 指揮命令者は、前項に定めた事項以外でも甲の職場維持・規律の保持・事業に関する秘密事項及び個人情報等の漏洩防止のために必要な事項を派遣労働者に指示することができる。

(苦情処理)

第10条 甲及び乙は、派遣労働者からの苦情の申し出を受ける担当者を選任し、派遣労働者から申し出を受けた苦情の処理方法、甲乙間の連絡体制等を定め、個別契約書に記載する。

- 2 甲及び乙は、派遣労働者から苦情の申し出があった場合には、互いに協力して迅速な解決に努めなければならない。
- 3 前項により苦情を処理した場合には、甲及び乙は、その結果について必ず派遣労働者に知らせなければならない。

(適正な就業の確保)

第11条 乙は、甲が派遣労働者に対し、個別契約に定める労働を行わせることにより、労働基準法等の法令違反が生じないように労働基準法等に定める時間外、休日労働協定、その他所定の法令上の手続等をとるとともに、適正な就業規則を定め、派遣労働者に対し、適正な労務管理を行い、甲の指揮命令等

に従って職場の秩序・規律・営業秘密を守り、適正に業務に従事するよう派遣労働者を教育、指導しなければならない。

- 2 甲は、派遣労働者に対し、労働基準法等の諸法令並びに本契約及び個別契約に定める就業条件を守って派遣労働者を労働させるとともに、当該派遣就業が適正かつ円滑に行われるようにするため、セクシャルハラスメントの防止等に配慮するとともに、診療所、給食設備等の施設で派遣労働者の利用が可能なものについては便宜の供与に努める。
- 3 甲は、乙が行う派遣労働者の知識、技術、技能等の教育訓練及び安全衛生教育並びに派遣労働者の自主的な能力開発について可能な限り協力するほか、派遣労働者と同種の業務に従事する甲の労働者に対する教育訓練等については、派遣労働者もその対象とするよう必要に応じた教育訓練に係る便宜を図るよう努めなければならない。
- 4 乙は、派遣業務を円滑に遂行する上で有用な物品（例えば安全衛生保護具など）の貸与や教育訓練の実施をはじめとする派遣労働者の福利厚生等の措置について、必要に応じ、甲に雇用され、派遣労働者と同種の業務に従事している労働者との均衡に配慮して、必要な就業上の措置を講ずるよう努めなければならない。  
また、甲は、乙の求めに応じ、派遣労働者と同種の業務に従事している労働者等の福利厚生等の実状を把握するために必要な情報を乙に提供する等の協力に努める。
- 5 甲の派遣労働者に対する派遣業務遂行上の指揮命令は、労働者派遣契約に定める甲の就業に関する指揮命令者が行うものとし、当該指揮命令者の不在の場合の代行命令者についても、派遣労働者にあらかじめ明示しておくよう努めるものとする。

(安全衛生等)

- 第12条 甲及び乙は、労働基準法・労働安全衛生法等に定める規定を遵守し、派遣労働者の労働基準・安全衛生の確保に努めるものとする。
- 2 甲は、乙から派遣労働者に係る雇入れ時の安全衛生教育の委託の申し入れがあった場合には、可能な限りこれに応じるよう努める等、派遣労働者の安全衛生教育に必要な協力や配慮を行うものとする。
  - 3 甲は、労働安全衛生法に基づき、派遣労働者の危険又は健康障害を防止するための措置を講ずるとともに、派遣労働者の安全衛生管理につき適切な管理を行うものとする。乙は、甲の行う安全衛生管理に協力し、派遣労働者に対する教育・指導等を怠らないように努める。
  - 4 万一、乙の派遣労働者について派遣中に労働災害が発生した場合については、甲は、乙に直ちに連絡して対応するとともに、労働者死傷病報告書の提出については、甲乙それぞれが所轄労働基準監督署長に提出するものとする。なお、甲は、所轄労働基準監督署長に提出した報告書の写しを乙に送付しなければならない。

(派遣労働者の交替等)

第13条 派遣労働者が就業するにあたり、遵守すべき甲の業務処理方法、就業規則等に従わない場合、又は業務処理の能率が著しく低く労働者派遣の目的を達しない場合には、甲は乙にその理由を示し、派遣労働者への指導、改善、派遣労働者の交替等の適切な措置を要請することができる。

- 2 乙は、前項の要請があった場合には、当該派遣労働者への指導、改善、派遣労働者の交替等適切な措置を講ずるものとする。
- 3 派遣労働者の傷病その他、やむを得ない理由がある場合には、乙は甲に通知して、派遣労働者を交替させることができる。

(業務上災害等)

第14条 派遣就業に伴う派遣労働者の業務上災害については、乙が労働基準法に定める使用者の災害補償責任並びに労働者災害補償保険法に定める事業主の責任を負う。通勤災害については、乙の加入する労働者災害補償保険法により派遣労働者は給付を受ける。

- 2 甲は、乙の行う労災保険の申請手続等について必要な協力をしなければならない。

(派遣料金)

第15条 甲は、乙に対し、労働者派遣に対する対価として派遣料金（消費税は別途）を支払う。派遣料金は個別契約締結の都度、業務内容等により、甲乙協議の上、定める。

- 2 割増し派遣料金、派遣料金の支払方法等については甲乙間で協議の上、別途定める。
- 3 個別契約の期間中でも業務内容の著しい変更等により、甲乙間で協議の上、派遣料金の改定をすることができる。
- 4 甲の従業員のストライキ、その他甲の責に帰すべき事由により、派遣労働者の業務遂行ができなくなった場合には、乙は債務不履行の責を負わず甲に派遣料金を請求することができる。
- 5 派遣労働者の派遣業務への遅刻・欠勤等による不就労については、乙は、その時間分の派遣料金を甲に請求できない。

(年次有給休暇)

第16条 乙は、派遣労働者から年次有給休暇の申請があった場合には、原則として、甲へ事前に通知するものとする。

- 2 甲は、派遣労働者の年次有給休暇の取得に協力するものとする。ただし、通知された日の取得が業務の正常な運営に支障をきたすときは、甲は乙にその具体的な事情を明示して、乙が当該派遣労働者に対し取得予定日を変更するよう依頼すること又は必要な代替者の派遣を要求することができる。

(派遣労働者等の個人情報の保護と適正な取扱い)

- 第 17 条 乙が甲に提供することができる派遣労働者の個人情報は、労働者派遣法第 35 条及び同法施行規則の規定により派遣先に通知すべき事項のほか、当該派遣労働者の業務遂行能力に関する情報に限るものとする。ただし、利用目的を示して当該派遣労働者の同意を得た場合及び紹介予定派遣において法令上許されている範囲又は他の法律に定めのある場合は、この限りではない。
- 2 甲及び乙は、業務上知り得た派遣労働者の個人情報及び関係者の個人情報及び個人の秘密を正当な理由なく他に洩らし、又は開示する等してはならない。

(営業秘密及び個人情報の守秘義務)

- 第 18 条 乙は、派遣業務の遂行により、知り得た甲及び取引先その他関係先の業務に関する営業秘密について、不当に漏洩し、開示し、又は不正に利用する等してはならず、派遣労働者にもそれを徹底、遵守させる責任を負う。
- 2 乙は、派遣業務の遂行により、知り得た甲の職員等及び取引先その他関係者の個人情報について、不当に漏洩し、開示し、又は不正に利用する等してはならず、派遣労働者にもそれを徹底、遵守させる責任を負う。
- 3 甲は派遣労働者に対し、前各号に定める甲等の業務秘密事項や個人情報の機密管理の教育を行い、また、乙は、乙あてに派遣労働者から前 2 項に定める守秘義務の履行に関する誓約書を提出させ、甲の機密保持の確保を図るものとする。

(公益通報者の保護)

- 第 19 条 甲及び乙は、派遣労働者が公益通報者保護法に基づき公益通報対象事実等を通報したことを理由として、甲において個別契約の解除、派遣労働者の交替を求めること、その他不利益な取扱いをしてはならず、乙においては派遣労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(知的所有権の帰属)

- 第 20 条 乙の派遣労働者が甲の派遣業務従事中に行った職務発明、職務考案、職務意匠、職務著作（プログラムを含む）、その他の知的所有権は、すべて甲に帰属し、甲の所有とする。
- 2 乙の派遣労働者が行った発明が特許法第 35 条（準用されている実用新案法第 11 条、意匠法第 15 条を含む）の職務発明に該当する場合には、甲が特許（実用新案登録・意匠登録を含む）を受ける権利を当然承継し、この権利の帰属に伴う派遣労働者への補償金の取扱いも含めて甲の定める職務発明取扱い規程に従うものとする。ただし、乙と派遣労働者間の取扱いについては、乙において定めるものとする。

(雇用の禁止)

- 第 21 条 甲は、個別契約期間中は乙の派遣労働者を雇用してはならない。

- 2 紹介予定派遣ではない労働者派遣の個別契約期間中に、甲が当該派遣労働者を雇い入れようとする場合には、労働者派遣法第40条の4の場合を除き、甲、乙及び派遣労働者の三者の合意の下、当該個別契約を解除し、新たに紹介予定派遣契約を締結することができるものとする。

(個別派遣契約期間満了の予告)

第22条 甲は、乙との個別契約の締結に際し、当該契約を更新する場合があります。得るとした場合に、当該個別契約の更新を行わないときには、個別契約の期間が満了する日の30日前までに、乙にその旨を通知するものとする。

(損害賠償)

第23条 派遣業務の遂行につき、派遣労働者が故意又は重大な過失により甲に損害を与えた場合は、乙は甲に賠償責任を負うものとする。ただし、その損害が、指揮命令者その他甲が使用する者（以下本条において「指揮命令者等」という。）の派遣労働者に対する指揮命令等（必要な注意・指示をしなかった不作為を含む。）により生じたと認められる場合は、この限りではない。

- 2 前項の場合において、その損害が、派遣労働者の故意又は重大な過失と指揮命令者等の指揮命令等との双方に起因するときは、甲及び乙は、協議して合理的に当該損害の負担割合を定めるものとする。
- 3 甲は、損害賠償請求に関しては、損害の発生を知った後、速やかに、乙に書面で通知するものとする。

(特定有期雇用派遣労働者の雇用)

第24条 甲は乙から雇用安定措置として特定有期雇用派遣労働者への直接雇用の依頼を受けた場合において、引き続き当該特定有期雇用派遣労働者が従事していた業務に労働者を従事させるため、当該労働者派遣の役務の提供を受けた期間が経過した日以後労働者を雇い入れようとするときは、当該直接雇用の依頼の対象となった特定有期派遣労働者であって、継続して就業することを希望している者を遅滞なく雇い入れるよう努めなければならない。また、当該直接雇用の依頼の対象となった特定有期雇用派遣労働者であって、継続して就業することを希望している者のうち、甲の同一の組織単位において継続して3年間就業する見込みがある者に対しては当該派遣先における求人情報を提供しなければならない

(契約解除)

第25条 甲又は乙は、相手方が正当な理由なく労働者派遣法その他の関係諸法令又は本契約若しくは個別契約の定め違反した場合には、是正を催告し、相当な期間内に是正がないときは、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せず、将来に向かって本契約又は個別契約を解除することができる。

- (1) 財産上の信用にかかわる仮差押、差押、強制執行又は競売等の申立てがあったとき。
  - (2) 民事再生、会社更生、会社整理、破産、特別清算手続き等の申立てがあったとき。
  - (3) 正当な理由なく公租公課を滞納して督促を受け、又はそのために差押を受けたとき。
  - (4) 財産上の信用にかかわる担保権の実行があったとき。
  - (5) 支払いの停止があったとき。
  - (6) 手形交換所の取引停止処分があったとき。
  - (7) 法人を解散したとき。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
  - (8) 労働者派遣法等関係諸法令に違反して、労働者派遣事業の許可を取消され若しくは事業停止命令を受け、又はその有効期間の更新ができなかったとき。
  - (9) その他前各号に準ずる行為があったとき。
  - (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - (11) 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - (12) 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - (13) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - (14) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - (15) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (16) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- 3 前2項に定めるもののほか、甲又は乙が本契約又は個別契約を解除する場合は、相手方の合意を得ることを要する。
- 4 本条に基づく解除については、損害賠償の請求を妨げないものとする。

（派遣契約の中途解除、派遣就業期間の短縮の特例）

- 第26条 甲は、専ら甲に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、乙の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって甲に解除の申入れを行うこととする。
- 2 甲及び乙は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、甲の関連機関での就業を斡旋する等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

- 3 甲は、甲の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い乙が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。例えば、乙が当該派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額について、乙がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、甲による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより乙が解雇の予告をしないときは30日以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。その他甲は乙と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講ずることとする。また、甲及び乙の双方の責に帰すべき事由がある場合には、甲及び乙のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。
- 4 甲は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、乙から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を乙に対し明らかにすることとする。

#### (契約の有効期間)

- 第27条 本契約の有効期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。
- 2 本契約が有効期間満了又は解除により終了した場合といえども、すでに契約した個別契約については、別段の意思表示のない限り当該個別契約期間満了まで有効とし、それに関しては本契約の定めるところによる。

#### (事情変更)

- 第28条 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定または改廃その他著しい事情の変更により、本契約または派遣契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、法令の制定または改廃による場合は乙の負担増となった部分について、それ以外の事情変更による場合は合理的に正当化される範囲で、本契約及び派遣契約の全部または一部を変更することができる。

#### (協議事項)

- 第29条 本契約に定めのない事項及び本契約の条項の解釈につき疑義を生じた事項については、労働者派遣法、その他の法令を尊重し、甲乙協議の上、円満に解決する。

#### (合意管轄)

- 第30条 本契約及び派遣契約に関する紛争については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

上記の契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

令和8年6月 日

(甲) 静岡県藤枝市谷稲葉 232 番地の 1  
静岡県環境衛生科学研究所  
所 長 白濱 光弘

(乙)

## 労働者（研究補助員）派遣個別契約書

静岡県環境衛生科学研究所（以下「甲」という。）と、〇〇（以下「乙」という。）とは、令和8年6月〇日付けで甲・乙間で締結した労働者派遣基本契約書に基づき、次の就業条件のもとに、労働者（研究補助員）派遣を行うものとする。

（目的）

第1条 本契約は、乙が、労働者派遣法に基づき、乙の雇用する派遣労働者（以下「派遣労働者」という。）を甲に派遣し、甲の指揮命令に従って甲のために業務に従事させることを約するにあたり、その基本的条件を定めることを目的とする。

（派遣条件等）

第2条 本契約における派遣条件等は、下表のとおりとする。

|        |                                                                                                                                       |                                                                |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 派遣先事業所 | 名称                                                                                                                                    | 静岡県環境衛生科学研究所                                                   |
|        | 所在地                                                                                                                                   | 静岡県藤枝市谷稲葉232番地の1                                               |
| 組織単位   | 名称                                                                                                                                    | 環境科学部                                                          |
|        | 組織の長の<br>役職                                                                                                                           | 環境科学部長                                                         |
| 就業場所   | 名称部署                                                                                                                                  | 静岡県環境衛生科学研究所 環境科学部                                             |
|        | 就業部屋                                                                                                                                  | 静岡県環境衛生科学研究所<br>1階 執務室<br>2階 大気環境物質分析室(2)<br>3階 自然環境室、化学物質前処理室 |
|        | 所在地                                                                                                                                   | 静岡県藤枝市谷稲葉232番地の1                                               |
|        | 指揮命令者                                                                                                                                 | 静岡県環境衛生科学研究所<br>環境科学部長<br>(連絡先) 054-625-9129                   |
| 業務内容   | 静岡県環境衛生科学研究所環境科学部におけるNEDO受託研究補助業務<br>1 プラスチック材料の生分解度測定<br>2 砂泥・海水の微生物量測定<br>3 砂泥・海水の微生物叢解析<br>4 研究データ入力・加工・集計 (Excel を使用)<br>5 研究関連事務 |                                                                |

|              |                                                                                                                                                                |                                        |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 業務に伴う責任の程度   | 付与される権限なし                                                                                                                                                      |                                        |
| 派遣労働者の選定条件   | 1 理系分野（化学・生物・農学・工学等）の学習・業務経験がある者<br>2 分析機器の取り扱い経験がある者（学生時代のみの経験も可）<br>3 パソコンの一般的操作及びMS-Office（Excel, Word）の使用が可能<br>4 協調性があり、積極的に業務に従事する姿勢を持つ者                 |                                        |
| 派遣期間・人員      | 令和8年7月1日から令和9年3月31日まで・1名                                                                                                                                       |                                        |
| 就業日          | 令和8年7月1日から令和9年3月31日まで・平日週5日間                                                                                                                                   |                                        |
| 就業時間         | 午前9時00分から午後5時00分まで（7時間00分）                                                                                                                                     |                                        |
| 休憩時間         | 午後0時00分から午後1時00分まで（1時間）                                                                                                                                        |                                        |
| 休日・時間外勤務     | 派遣先は、休日及び時間外の勤務を命じない。<br>派遣労働者は、休日及び時間外の勤務を行わない。                                                                                                               |                                        |
| 安全衛生         | 甲は、労働安全衛生法に基づき、派遣労働者の危険又は健康障害を防止するための措置を講ずるものとする。<br>乙は、派遣労働者を雇い入れ時に安全衛生教育を実施する。<br>甲は、受入時に安全衛生教育を実施する。また、派遣労働者が労働災害に被災した場合、甲ならびに乙は、遅滞なく労働者死傷病報告を労働基準監督署に提出する。 |                                        |
| 福利厚生         | 駐車場・ロッカー・休憩室・更衣室                                                                                                                                               |                                        |
| その他の事項       | 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の派遣労働者に限定しない。<br>派遣労働者を協定対象労働者に限定しない。                                                                                                    |                                        |
| 派遣元責任者・苦情申出先 | 名称部署                                                                                                                                                           |                                        |
|              | 責任者                                                                                                                                                            |                                        |
| 派遣先責任者・苦情申出先 | 名称部署                                                                                                                                                           | 静岡県環境衛生科学研究所<br>総務企画課（連絡先）054-625-9121 |
|              | 責任者                                                                                                                                                            | 総務企画課長                                 |

（労働者派遣法）

第3条 甲及び乙は、労働者派遣を行い、もしくは労働者派遣を受け入れるに

あたり、それぞれ労働者派遣法その他関係諸法令並びに派遣先が講ずべき措置に関する指針及び派遣元が講ずべき措置に関する指針を遵守する。

(料金)

- 第4条 甲は、派遣契約に基づく派遣業務（以下「業務」という。）の対価として、乙に対し次の各号に掲げる区分に応じ、派遣料金を支払うものとする。
- (1) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号に基づく賃金として、1人1時間当たり〇〇円（税抜）。ただし、通勤手当を除く。
  - (2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号に基づく通勤手当（令和2年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について（局長通知）の第2一般賃金の取扱い2通勤手当（2）に基づく。）として、1人1時間当たり72円（税抜）。
- 2 前項に規定する派遣料金の計算に当たっては、次の各号に掲げる区分に応じ、派遣料金を算出するものとする。
- (1) 就業月毎の派遣料金の計算に当たり、1分以上30分未満の端数時間を0分及び30分以上60分未満の端数時間を1時間とする。
  - (2) 派遣料金の算出は、合計時間数に時間単価を乗じるものとする。
  - (3) 第1項第1号に基づく派遣料金の請求額については、最終的に消費税（10%）を加算する。
- 3 甲の責に帰すべき事由により派遣労働者を業務に従事させることができない場合は、甲は乙に対し、当該業務は行われたものとして派遣契約に基づく派遣料金を支払うものとする。
- 4 乙は、1月分の派遣料金の合計金額を第1項の区分に応じ、それぞれ、取りまとめ、甲に請求することができる。
- 5 甲の乙に対する派遣料金の支払いは、乙より請求のあった日から30日以内に、乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。

(労働法上の責任)

- 第5条 甲及び乙は、派遣労働者の業務就業に関し、労働者派遣法及び労働基準法等に定める規定を遵守し、派遣労働者の労働条件、安全衛生の確保に努めるべく、甲及び乙の関係者に対し、労働基準法その他関係諸法令を周知徹底させるものとする。
- 2 甲及び乙は、労働者派遣法の定めるところに従って、労働基準法、労働安全衛生法及びその他関係諸法令上の使用者としての責任を負うものとする。

(苦情処理)

- 第6条 甲における甲責任者が苦情の申出を受けたときは、ただちに甲責任者へ連絡することとし、当該甲責任者が中心となって誠意をもって、遅滞なく、

当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

- 2 乙における乙責任者が苦情の申出を受けたときは、ただちに乙責任者へ連絡することとし、当該乙責任者が中心となって誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。
- 3 甲及び乙は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

(派遣契約期間中の中途解除等)

第7条 甲は、専ら甲に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、乙の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって甲に解除の申入れを行うこととする。

2 甲及び乙は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、甲の関連会社での就業を斡旋する等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

3 甲は、甲の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い乙が労働者派遣契約に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた休業手当に相当する額以上の額について、また乙がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、甲による解除の申し入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより、乙が解雇の予告をしないときは、少なくとも30日分以上の賃金に相当する額について、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日30日前から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額についての損害の賠償を行わなければならないこととする。その他甲は乙と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講ずることとする。また、甲及び乙双方の責に帰すべき事由がある場合には、甲及び乙のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

4 甲は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、乙から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を乙に対し明らかにすることとする。

(紛争防止措置)

第8条 派遣期間終了後に甲が乙の派遣労働者を直接雇用しようとする場合は、あらかじめ甲は乙に通知するものとし、甲乙間で人材紹介契約を締結することとする。

(協議事項)

第9条 本契約に定めなき事項並びに本契約の事項に疑義を生じた場合は、その都度、甲乙双方誠意をもって協議し、決定するものとする。

(合意管轄)

第10条 本契約及び派遣契約に関する紛争については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

上記の契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

令和8年6月 日

(甲) 静岡県藤枝市谷稲葉 232 番地の 1  
静岡県環境衛生科学研究所  
所 長 白濱 光弘

(乙)

## 静岡県環境衛生科学研究所の労働者派遣業務委託に係る一般競争契約入札心得

(趣旨)

第1条 この心得は、労働者（研究者又は研究補助員）の派遣業務委託契約について、静岡県環境衛生科学研究所が行う一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札参加資格の確認)

第2条 一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(入札保証金)

第3条 入札参加者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を入札の際、納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 入札参加者が、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。
- (2) 公告により入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(入札保証金に代わる担保)

第4条 前項の規定による入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

- (1) 国債
- (2) 地方債

2 前項各号に掲げる担保の価値は、額面金額（発行価格が額面と異なるときは、発行価格）の8割に相当する額とする。

(入札保証保険証券の提出)

第5条 入札参加者は、県を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険に係る保険証券を提出しなければならない。

(入札保証金の返還)

第6条 入札保証金（これに代わる担保を含む。以下同じ。）は、入札終了後、直ちに返還する。ただし、落札者にあつては、契約保証金に充当する場合を除き、当該契約を締結した際に返還する。

(入札の基本的事項)

第7条 入札参加者は、契約書案、設計書、その他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、契約書案、設計書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

(入札の辞退)

第8条 入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退するときは、次の各号により申し出るものとする。

- (1) 入札執行前にあつては、別紙様式による入札辞退届を指名した機関の長に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）して行うこと。
- (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札箱に投入して行うこと。

3 入札辞退をした者は、これを理由として以後の入札について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札)

第9条 入札書は、入札説明書の様式第1号により作成し封印の上、表面に「番号、何々業務委託入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所、氏名（法人の場合は、その商号又は名称、代表者の氏名）を記載して、公告に示した日時及び場所に提出しなければならない。

2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

3 第1項の規定について、電送を認めない。

(入札書の書換等の禁止)

第10条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第11条 開札前において、天災、地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

(開札)

第12条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち会わせて行う。

2 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち会わせる。

(入札の無効)

第13条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札保証金が所定の額に不足する者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (5) 記名押印を欠く入札。代理人の行った入札の場合は、代理人の記名押印を欠く入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 入札金額を訂正した入札
- (8) 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (9) 同一事項の入札について2以上を入札した者の入札
- (10) 同一事項の入札について自己のほか他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (11) 同一事項の入札について2人以上の代理人をした者の入札
- (12) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

(落札者の決定)

第14条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第15条 開札した場合において落札者とすべき入札がないときは、再度の入札を行う。

2 第13条第1項第1号から第4号まで及び第8号から第11号までの一に基づき無効とされた入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(再度入札の入札保証金)

第16条 前条の規定により再度入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第17条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない県職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第18条 開札をした場合において、落札者があるときはその者の氏名又は名称及び金額を、落札者がいないときはその旨を入札者に直ちに口頭で知らせる。

(契約の締結)

第19条 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内に、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第52条第1項各号に掲げる事項を記載した契約書を作成して契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

2 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。

3 前項の場合において、入札保証金を免除された者は、免除された入札保証金に相当する額の違約金を納付しなければならない。

(契約の確定)

第20条 契約は、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。

(契約保証金)

第21条 落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を要しない。

(1) 落札者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。

(2) 公告により契約保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(契約保証金に代わる担保)

第22条 第4条の規定は、契約保証金の納付に代えて担保を提供する場合に準用する。

(異議の申立て)

第23条 入札した者は、入札後、この心得、契約書案、設計書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、平成22年4月1日から施行する。

この心得は、平成24年2月14日から施行する。

## 入 札 辞 退 届

年 月 日

1 入 札 番 号

2 件 名

上記の入札を都合により辞退します。

（辞退理由）

静岡県環境衛生科学研究所長 様

住 所  
商号又は名称

㊟

（注） 1 入札執行前に辞退するときは、直接持参するか、郵送（入札の前日までに到着するものに限る。）してください。

2 入札執行中に辞退するときは、封筒に入れなくて、そのまま入札箱に投入してください。